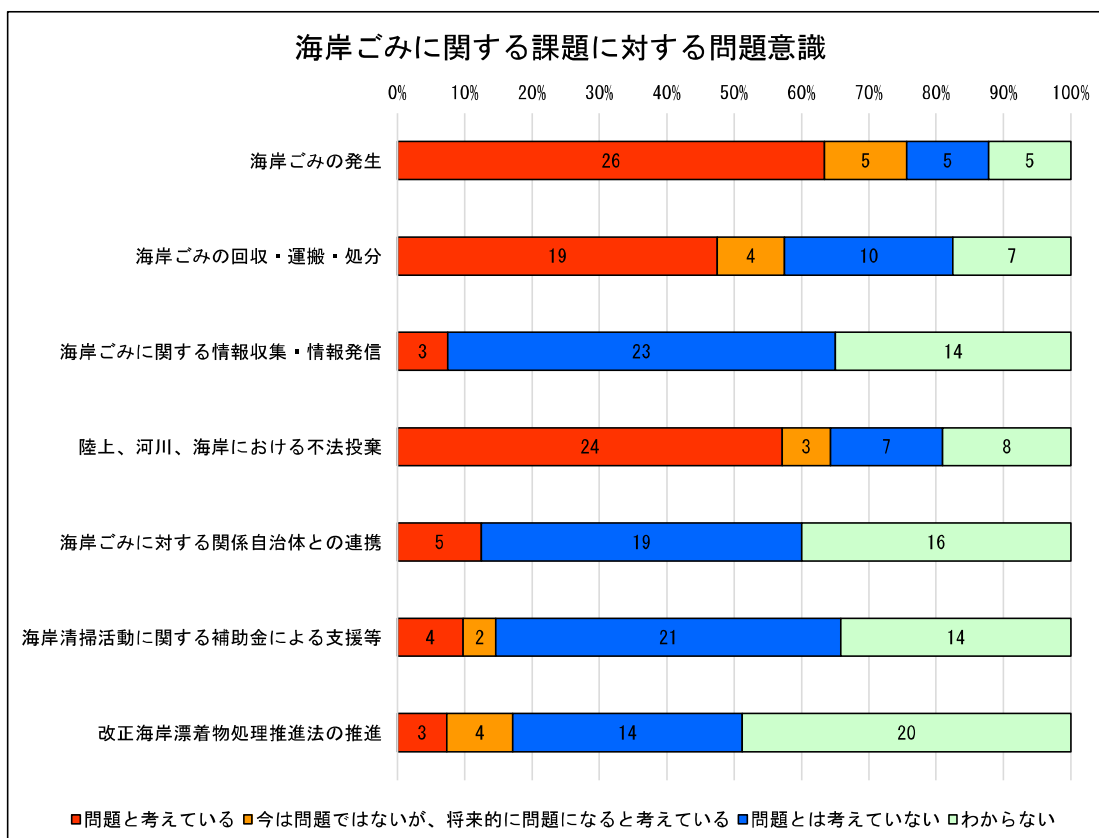


6. 海岸ごみについての課題

令和7年度に海岸管理者等の関係者に海岸ごみに関するアンケート調査を実施しました。

その結果、図 3-11 に示すとおり、海岸ごみに関する課題として、「海岸ごみの発生」、「海岸ごみの回収・運搬・処分」、「陸上、河川、海岸における不法投棄」を問題と考えている関係者の割合が多かったです。



注：1. グラフ中の数字は回答数を示します。

2. 未回答は集計対象外としています。そのため、アンケート対象者数と回答数の合計は一致していません。

図 3-11 アンケートから得られた海岸ごみに関する問題意識(令和7年度実施)

<参考>アンケート対象者(令和7年度)

対象者	海岸管理者(県)	(沿岸)市町村	民間団体
調査票送付数	16 部署(管理者)	24 部署(12 市町村)	29 団体
回答数	16 部署(管理者)	24 部署(12 市町村)	9 団体

一方、項目ごとにみると、海岸管理者や市町村と比較し、民間団体では「海岸ごみの発生」や「陸上、河川、海岸における不法投棄」に対して、問題と考えている関係者の割合が多い結果でした。

また、「海岸ごみに関する情報収集・情報発信」について、海岸管理者や市町村は問題と考えていないことに対し、民間団体では問題と考えているという回答があり、立場により課題の認識が異なっています。

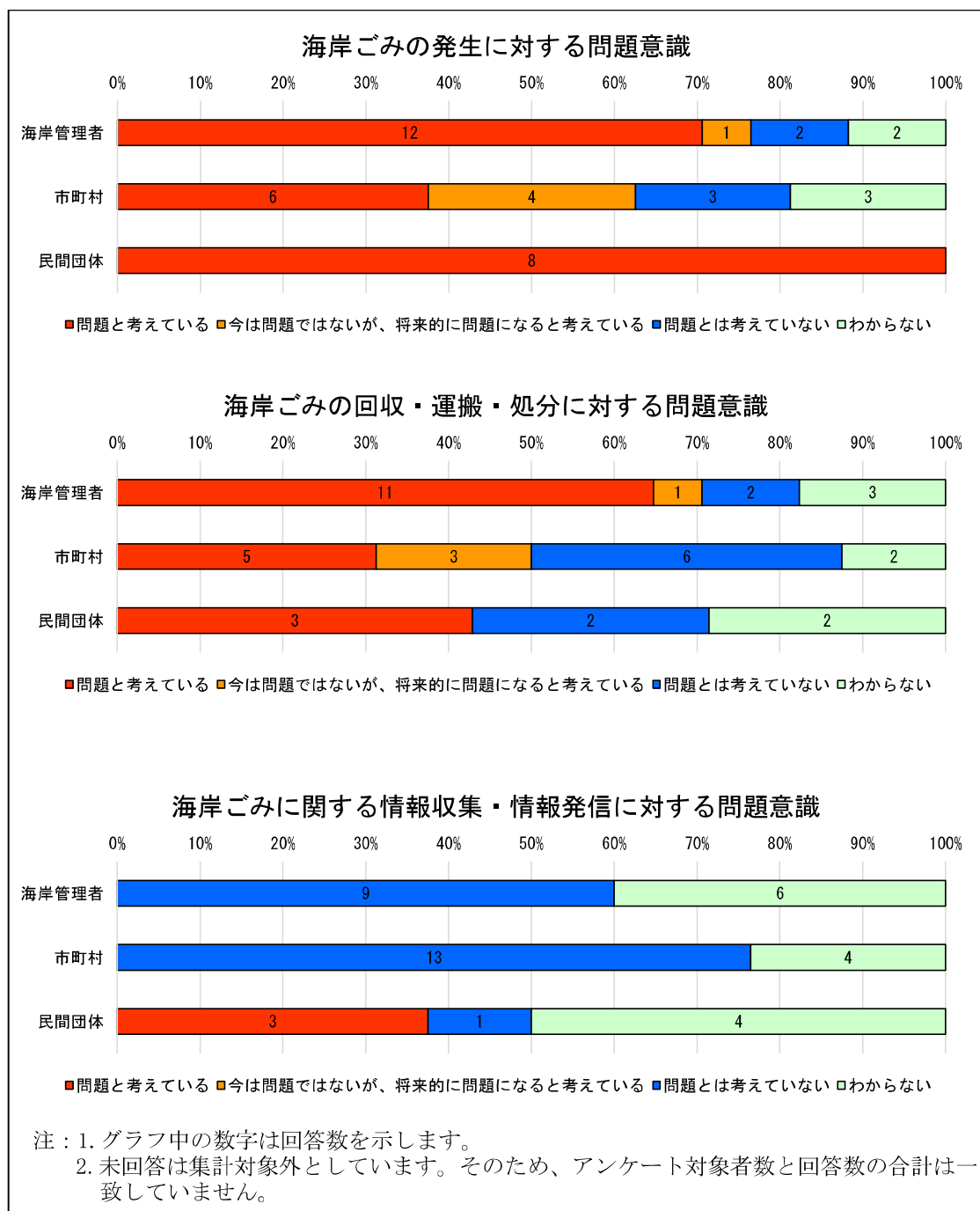


図 3-12 (1) 対象者別の海岸ごみに関する問題意識(令和 7 年度実施)

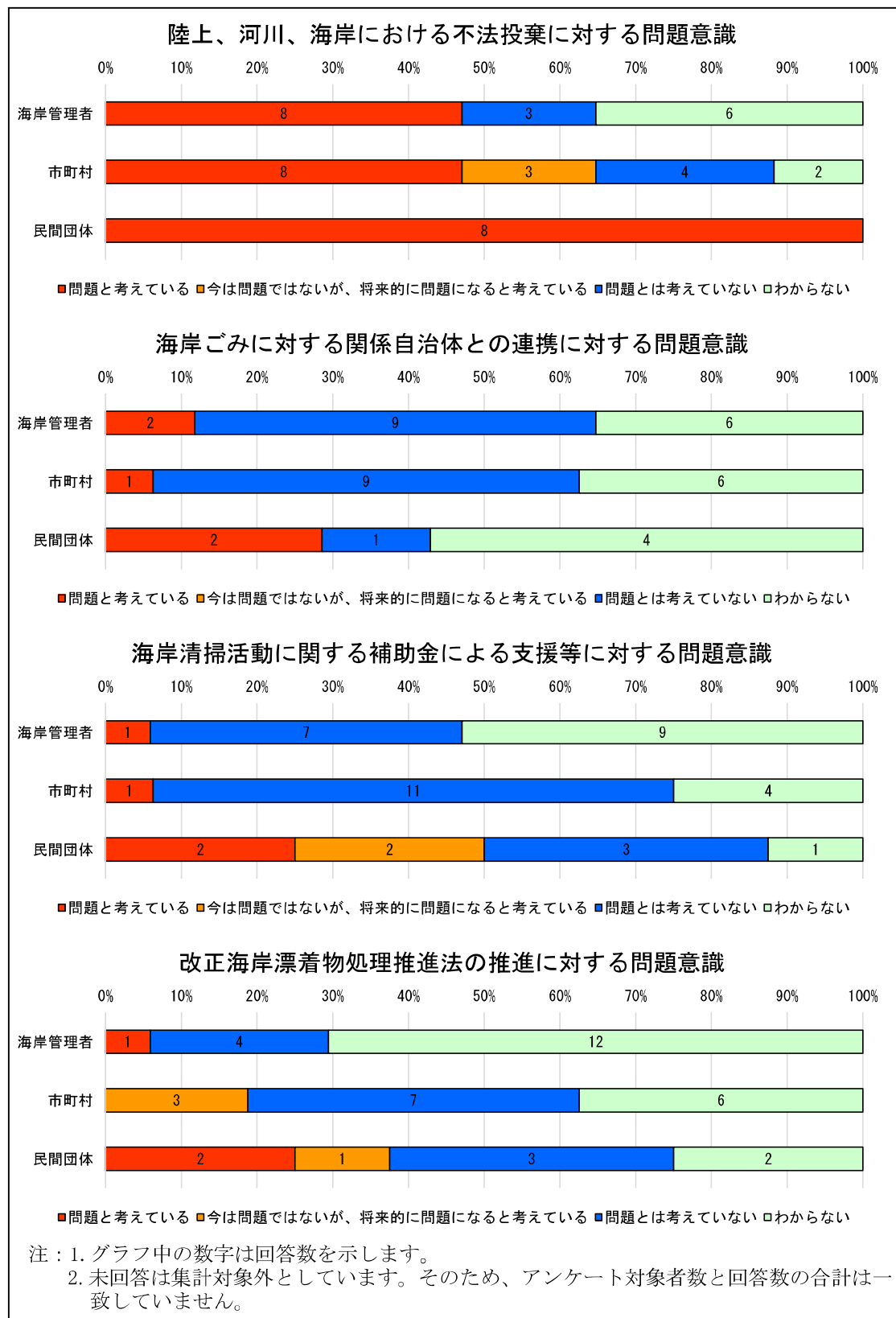


図 3-12 (2) 対象者別の海岸ごみに関する問題意識(令和 7 年度実施)

具体的に挙げられた意見や要望は、次頁以降に示します。

アンケートで寄せられた意見や要望の概要は以下のとおりです。
また、寄せられた意見に対する取組の方針を示します。

＜海岸ごみの発生について＞

台風等の豪雨発生時を中心に、ペットボトルや漁業用のパイプ等の人工物や流木等の自然物が大量に漂着し、景観だけではなく、生態系や漁業活動に影響を与えている。

発生源対策として、山間部における倒木の管理や河川部における清掃、県・市町村・地元と連携した広報活動も必要。

〔取組の方針〕

災害の激甚化や頻発化により大量の流木等の海岸ごみが発生した場合は、「大分県災害廃棄物処理計画」に基づき、関係機関が連携して迅速かつ円滑に海岸ごみを回収・処理することが求められます。

緊急時の連絡体制や活用できる事業、回収処理体制、留意事項などについては、環境省ホームページ（災害廃棄物処理支援ネットワーク D-Waste-Net）で確認するとともに、平時（災害予防）から関係者で情報共有し、ホームページ等を活用した県民への情報発信や職員への教育訓練を行っておくことが重要です。

＜海岸漂着物の回収・運搬・処分について＞

海岸漂着ごみの回収は漂着する時期のピークの見極めが難しく、潮の満ち引きによる再漂着もあり複数回の回収が必要となる。その一方で、住民の高齢化や減少により、ごみの回収作業者の確保が厳しくなっている。

回収後も分別作業が必要であり、砂や海水の付着したごみは受け入れ可能な処分場も限られるため、運搬・処分費が割高となる傾向がある。

〔取組の方針〕

アンケートによると、回収作業は民間事業者、民間団体のボランティア、清掃部局、運搬作業は回収者自身、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業者、処理作業は一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設と自治体ごとに海岸ごみの処理対応が異なっています。

また、一般廃棄物処理施設で処理困難な大きい流木や発泡スチロール等が発生している現状を踏まえ、海岸ごみに関係する廃棄物処理施設の整備が必要となっています。

＜海岸ごみに関する情報収集・情報発信の状況について＞

海岸ごみの問題に対して、各団体で認識が異なる傾向があるため、科学的知見に基づいた客観性の高い情報の整理とその共有が必要。

〔取組の方針〕

現状の的確な把握と様々な媒体を活用した情報発信が必要となります。現在、海岸管理者及び沿岸市町村の情報収集方法はパトロールが中心です。情報発信に関する効率化、取組の強化が求められます。

＜不法投棄に対する対策について＞

不法投棄は投棄者の特定が難しい一方で、放置すると更なる不法投棄に繋がりがねないため、行政での処分が必要。

根本的な解決に向けて、注意喚起も重要であるが、罰則の強化も必要。

〔取組の方針〕

日本は2019年のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を削減することを目指す「大阪ブルーオーシャンビュー」を提唱しており、大分県でも海岸ごみの発生抑制は重大な課題であると考えます。

海岸ごみを減らすため、主な発生源である事業系廃棄物（漁業由来のごみや森林等での放置材等に由来するごみ）に関して、適正に処理し、海域への流出を抑制することが求められます。海岸ごみは、不法投棄されたごみから流木等の自然ごみ、漁具由来のごみ等多種に及ぶため、各ごみに応じた適切な対応が求められます。

＜海岸漂着物対策に関する関係自治体との連携について＞

海岸の管理区域による分担に柔軟性が欠けるため、漂着物の撤去や処理がスムーズに行えるような体制の構築が必要。

住民視点では、海岸ごとに管理者が異なり、窓口がわかりにくいため、海岸ごみに対する連絡体制の整備が必要。

〔取組の方針〕

災害時の大量の海岸ごみの回収処理や広域的・広範囲の取組が必要となる発生抑制対策を効果的に進めるためには、国・県・市町村・海岸管理者・民間団体との連携・協働や、海岸を擁する沿岸部と河川上流に位置する内陸部の地域連携が不可欠です。

関係機関・団体間の意見交換の場づくりを通じ、海岸ごみ対策について情報共有を図るとともに、人、地域の連携を推進することが大切です。

＜海岸漂着物活動に関する補助金について＞

海岸漂着物は早急な撤去が必要なのに対し、補助金に係る事務や調整等に時間を要するため、マニュアルの作成等により即座に対応できるように整備が必要。

また、補助金の適用範囲の拡大が必要。

〔取組の方針〕

県や市町村、民間団体等による海岸ごみ処理活動の拡充にあたっては、十分な予算確保による事業の推進が必要となります。

また、アンケートによると「森と海をつなぐ環境保全推進事業」について、提出書類が多い、制約が多いと制度適用上の課題が挙げられているほか、年ごとに変動する漂着物の量に応じた予算の設定が求められています。

第4章 基本方針と今後の取組

海岸ごみの現状や課題、これまでの取組を踏まえ、基本理念（めざす姿）を実現するため、4つの基本方針のもと、各種施策を推進します。

計 画 の 基 本 方 針

- 1 海岸ごみの円滑な処理の推進
- 2 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）
- 3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり
(多彩な県民活動支援と人材育成)
- 4 地域連携と協働の推進

1. 海岸ごみの円滑な処理の推進

(1) 相談・情報提供体制の整備

[取組]

①海岸ごみ相談窓口の整備

- ・県や市町村等の相談窓口を通じ、海岸ごみの発生状況等に関する情報収集、情報提供に努めます※¹。
- ・相談窓口の連絡先については、ホームページ等を通じて周知します。
- ・海岸清掃など地域の活動に対し、分別方法、処分方法等の助言・指導を行います。

②インターネット、海ごみリーフレットを活用した海岸ごみ関係情報の提供

- ・ホームページ等を通じ、県の支援策の周知を図ります。
- ・海ごみの現状、発生抑制の必要性をリーフレットにより周知します。
- ・海岸清掃活動への参加の呼びかけ、海岸ごみに関する情報発信を行います。

※1：県や市町村等の相談窓口は、資料編3に示しています。

(2) 海岸ごみ処理対策事業の推進

[取組]

①海岸漂着物地域対策推進事業の推進

- ・県や市町村は、海岸管理者として流木等の海岸ごみの回収・処理を推進します。
- ・海岸ごみにより海岸の景観や環境の保全に問題が生じている、あるいはそのおそれがある海岸を「重点区域」に指定し、海岸ごみの回収・処理を推進します※1。
- ・海洋ごみ及び海底ごみについても、活用を推進します。
- ・漁業者等により自主的に回収された漂流・海底ごみの処理についても活用を推進します。

②森と海をつなぐ環境保全推進事業の推進

- ・NPO法人や自治会、企業などの民間団体がボランティアで行う海岸清掃活動や、漁業協同組合による、漁港・港湾の泊地・船溜内に滞留し漁船等の航行の妨げとなる流木等の回収を支援します。
- ・海岸漂着物処理の事業箇所の拡大や支援内容の充実を図ります。

③漁場生産力・水産多面的機能発揮対策事業の推進

- ・藻場・干潟の維持・管理を図るとともに海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物等の処理に取り組む活動組織を支援します。

(3) 災害時における迅速な対応

[取組]

①「大分県災害廃棄物処理計画」に基づく処理対策の推進

- ・計画に基づき、大分県災害廃棄物処理対策連絡会議、大分県流木等処理対策検討会議や流木等処理対策地域協議会を通じて関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑な回収・処理を推進します。

②災害時海岸漂着物処理事業（大分県）

- ・大規模な災害で大量の流木等が漂着し被害を受けた県管理の海岸等を機動的に早期復旧します。

③災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)の活用

- ・震災や水害に起因する災害廃棄物が漂着した場合、市町村が行う収集・運搬・処分を支援します。

(4) 海岸ごみ処理施設の整備

[取組]

①循環型社会形成推進交付金(環境省)の活用

- ・海岸ごみに関係する廃棄物処理施設（除塩設備・破碎設備・破袋設備）の市町村による整備を支援します。

※1：重点区域の設定方法、海岸等は、資料編2に示しています。

2. 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）

（１）組成調査の実施

〔取組〕

①海岸漂着ごみ組成実態調査の実施

- ・発生抑制対策を効果的に進めるため、海岸等に漂着したごみ等の状況を調査します。
- ・調査結果を踏まえ発生原因や経路の特定に努め、発生抑制対策に反映させます。
- ・令和６年度に実施した実態調査を踏まえた「おおいたきれいな海岸づくりマップ」（令和７年２月作成）を活用し、発生抑制の啓発に努めます。
- ・令和２年度から実施している海岸ごみの組成調査を継続し、漂着物の経年変化を把握していきます。

（２）発生源に応じた発生抑制対策の推進

〔取組〕

①ごみの不法投棄監視の強化

- ・不法投棄パトロール、河川パトロールによる監視・取り締まりを強化し、悪質な不法投棄については法令に基づく処罰を行います。

②市町村不法投棄防止対策等支援事業の推進

- ・看板設置、監視員配置、不法投棄物の撤去等の事業を推進します。
- ・事業箇所の拡大を図ります。

③大分県流木等処理対策検討会議での情報共有と連携

- ・災害時における漂流ごみ、流木等の発生情報を提供し、船舶の事故防止に努めます。
- ・関係機関が連携して、漂流ごみ、流木等の回収・処理を行います。

④漂流ごみ等の回収

- ・清掃船「清海」による国東市から津久見市の海域における漂流ごみの回収、体験乗船による啓発活動等に取り組みます。
- ・海岸に漂着したごみは、関係機関が連携して回収・処理を行います。

※国東市以北の周防灘海域における漂流ごみは、国土交通省九州地方整備局関門航路事務所の清掃兼油回収船「がんりゅう」が回収

⑤河川におけるごみの回収

- ・国の機関と連携した河川ごみの回収、河川愛護月間における清掃活動などを推進します。

⑥容器包装廃棄物等の回収の促進

- ・ 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、廃棄物の発生抑制と適正な処分をすることで、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し、循環型社会の実現を図ります。

⑦おおいたグリーン事業者認証制度の推進

- ・ 事業者に対し、プラスチックの使用削減に向けた普及啓発を実施するとともに、プラスチック代替製品の整備やプラスチック回収ボックス等の整備など、プラスチック削減に取り組む事業者を支援します。

（３）事業系廃棄物の不法投棄防止・回収の推進

〔取組〕

①関係事業者等を対象とした啓発の実施

- ・ 農林漁業関係等を対象に、海岸ごみに関する啓発等を行い、事業系廃棄物の不法投棄防止、回収、減量化を推進します。
- ・ 漁業協同組合と連携し、会合等の機会を利用して、漁港を利用する漁業者等に対して漁具やフェンダーなどの船具の適正な管理等について周知します。また、漁業用フロートから発生する発泡スチロールに対して、漁業関係者等に劣化前の交換・回収や代替品の使用を呼び掛けます。
- ・ 遊漁者に対し、海洋プラスチックごみの現状が分かる資料の配布による意識啓発を行います。

②漁港パトロールの実施による不法投棄の監視

- ・ 漁業協同組合と連携し、漁具やフェンダーなどの船具が適正に管理等されているか月 1 回以上の漁港パトロールを行い、不法投棄を防止します。

3. 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり (多彩な県民活動支援と人材育成)

(1) 情報提供・普及啓発・環境教育の推進

[取組]

①NPO法人等と連携した普及啓発・環境教育の推進

- ・ホームページや広報紙等を活用して、海岸ごみの現状や処理・発生抑制施策について情報提供を行います。
- ・海岸清掃や環境教育活動を実施するNPO法人等と連携して、海岸清掃体験など環境教育を推進します。
- ・海岸で実施されるイベント・レジャーに併せて、海岸利用者に対しごみのポイ捨て禁止の啓発を行います。
- ・海岸清掃啓発用タオルの作成・配布を行います。
- ・環境教育での活用を目的としたリーフレットを配布します。
- ・マイクロプラスチックについて、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

②プラスチックごみ削減啓発パネルの貸出し

- ・小学校高学年以上を対象に作成したプラスチックごみ削減啓発パネル（B2サイズ5枚 1セット）を希望者へ貸し出します。

(2) 海岸クリーンアップ活動の推進

[取組]

①海岸クリーンアップ作戦等の実施

- ・NPO法人、自治会、漁業関係者、企業、行政など、県民をあげての「グリーンアップおおいた海岸クリーンアップ作戦」を推進します。
- ・「きれいな海岸づくり強化期間」を設け、ホームページや新聞広告での広報や活動団体への支援を行います（キャッチフレーズ：未来につなごう！ごみのないきれいな海岸を）。
- ・海岸愛護月間（毎年7月）における海岸清掃活動や「マリンスクール」など、活動に興味を持ってもらう施策を行っていきます。
- ・海ごみ学習用冊子「つながる海 みんなの自然～おおいたの海ごみ問題を考える～」による啓発活動を促進します。
- ・ホームページやSNS等を活用し、県民のごみ拾い活動への参加を促進します。

海岸清掃参加者数の現状と目標値

項目	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
海岸清掃参加者数	約17,500人	19,250人

4. 地域連携と協働の推進

(1) 国・県・市町村の関係機関・民間団体間の連携の推進

[取組]

①大分県流木等処理対策検討会議等の開催

- ・大分県流木等処理対策検討会議や流木等処理対策地域協議会を通じて情報交換を行い、関係機関・団体間の連携や海岸ごみ対策の検討を進めます。
- ・海岸ごみの現状や課題、海岸ごみ相談窓口、災害時の連絡体制、回収処理や発生抑制対策で活用できる事業、回収処理体制や留意事項、安全対策などについて、会議やホームページ、SNS 等を通じた情報発信と情報共有を推進します。

(2) 近隣各県・自治体との連携の推進

[取組]

①関係自治体との連携(情報交換、相互協力等)

- ・海岸ごみの発生源を有する県・自治体に対して、ごみの発生抑制対策を要望します。
- ・各県・自治体と連携して、周防灘・伊予灘・豊後水道海域の海岸ごみの発生抑制に努めます。

第5章 計画の推進

1. 関係者の役割分担

計画に基づく海岸ごみ対策を進めていくためには、国・県・市町村・海岸管理者・NPO法人等民間団体がそれぞれの役割を担い、またそれぞれの特性を尊重しながら互いに協力することが必要です。計画の推進にあたっては、関係者の役割を明らかにし、効果的な施策の実施に努めます。

(1) 国の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念に基づき、総合的な施策を策定し実施します。
- 広域で取り組む海岸ごみ対策など関係都道府県が協力を行う場合、あつせんを行います。
- 海岸ごみ等の発生抑制に必要な施策を効果的に推進するため、海岸ごみの発生状況や原因に関する調査を定期的に行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際しては、民間団体等の活動の安全を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理等に関し、広報活動等を通じた普及啓発に努めます。
- 海岸ごみ対策を効果的に推進するため、海岸ごみ等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めます。また、専門的な立場から、海岸漂着物対策に係る情報提供を行います。
- 海岸ごみ対策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。

(2) 県の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念に基づき、海岸ごみ対策に関し、県区域の自然的社会的条件に応じて総合的な施策を策定し実施します。
- 計画の変更に対しての協議や海岸ごみ対策の推進に係る連絡調整等を行います。
- 処理すべき海岸ごみが各市町村のごみ処理能力(性能や量)を超える場合は、他の市町村との調整を行います。

- 海岸ごみの多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、その意見を聴いて、当該他の都道府県に対し、必要に応じて海岸ごみの処理等に関して協力を求めます。
- 海岸ごみ等の発生抑制に必要な施策を効果的に推進するため、海岸ごみの発生状況や原因に関する調査を定期的に行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際しては、民間団体等の活動の安全を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理等に関し、広報活動等を通じた普及啓発に努めます。
- 海岸漂着物対策に関し、国、市町村等と情報を共有し、連携を図ります。

(3) 市町村の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念に基づき、海岸ごみ対策に関し、市町村区域の自然的社会的条件に応じて総合的な施策を策定し実施します。
- 海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸ごみ等が存在することに起因して、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者に対し、必要に応じて、当該海岸ごみ等の処理に関する措置を講ずるよう要請します。
- 海岸ごみ等の処理に関し、海岸管理者等に協力します(仮置場の確保、一般廃棄物収集・運搬の許可手続、廃棄物処理施設での処分等)。
- 台風、災害等で大量に海岸ごみ等が発生した場合の処理業者（資機材の保有）について、連携を図るとともに、海岸管理者への情報提供を行います。
- 海岸ごみ等の処理に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際しては、民間団体等の活動の安全を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理等に関し、広報活動等を通じた普及啓発に努めます。

(4) 海岸管理者等の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸ごみ等の処理のため必要な措置を講じます。
- 市町村から海岸ごみ等の処理に関し要請を受けた場合、その内容を検討し、海岸ごみ等の処理のための必要な措置を講じます。
- 海岸漂着物等の発生抑制、回収や分別について、関係機関と情報共有、連携を図ります。

(5) NPO 法人等民間団体の役割

- 県や市町村と連携して、地域の清掃活動を通じて、海岸ごみに対する地域の理解を深め地域活動を積極的に推進します。
- 海岸ごみ等の普及啓発・環境教育の取組に積極的に参加するよう努めます。
- 海岸に関する地域イベント等について、積極的に情報発信を行います。

各実施主体は計画推進のため、それぞれの役割を認識し、取組を進めていきます。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたり、取組を評価・検討しながら、見直し・改善に取り組めます。県では、各基本方針に対応した SDGs の目標を以下のように設定します。

計画の基本方針	対応する SDGs の目標		
1 海岸ごみの円滑な処理の推進	12 つくって消費 つなぐ変化 	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 
2 効果的な発生抑制対策の推進 (ごみの不法投棄防止と発生抑制)	11 陸の豊かさを 守ろう 	12 つくって消費 つなぐ変化 	14 海の豊かさを 守ろう 
3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり (多彩な県民活動支援と人材育成)	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	
4 地域連携と協働の推進	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	

目標 11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

目標 12：持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標 14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標 17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する